

災害による支援一覧

2017/9/1現在

支援内容	人的被害	住 家 (り災証明書の被害の程度)				担当課 手続き先
		全壊	大規模半壊	半壊(床上浸水)	家財の1/3以上の損害	
災害弔慰金 (給付)	○(申請不要)					福祉事務所 (22-1111)
	500万円以下 (死亡された方の遺族) 詳細はお尋ねください。 生計維持者が死亡(500万円) その他の者が死亡(250万円)					
災害障害見舞金 (給付)	○(申請不要)					福祉事務所 (22-1111)
	250万円以下 ※重度の障害 (両目失明、両上肢関節以上切断等) 生計維持者の場合(250万円) その他の者の場合(125万円)					
福岡県災害見舞金 (給付)	○(申請必要)	○(申請必要)	○(申請必要)	○(申請必要)		福祉事務所 (22-1111)
	死亡・・20万円 重傷・・10万円以下 (要治療見込日数で異なる) ※上記の災害弔慰金、災害障害見舞金 との重複受給はできません。	10万円 (単身世帯は半額)	5万円 (単身世帯は半額)	5万円 (単身世帯は半額)		
朝倉市災害見舞金 (給付)		○(申請必要)	○(申請必要)	○(申請必要)		福祉事務所 (22-1111)
		10万円				
被災者生活再建制度 (給付)	住宅の被害程度に応じて支給 (単身世帯は、3/4の金額)	○(申請必要)	○(申請必要)			福祉事務所 (22-1111)
		100万円 (基礎支援金) ※全壊、解体、長期避難	50万円 (基礎支援金)			
		※住宅の再建方法に応じて、加算あり				
		・建設、購入 200万円				
		・補修 100万円				
		・賃借(公営住宅以外) 50万円				
災害援護資金(貸付) 貸付(融資) ※所得制限あり		○(申請必要)	○(申請必要)		○(申請必要)	福祉事務所 (22-1111)
		最高350万円 利率 年3%			最高250万円 利率 年3%	
		市で、年3%の利子に対する助成を行います。		市で、年3%の利子に対する助成を行います。		

県・市災害見舞金、被災者生活再建支援金、災害援護資金(貸付)については、本庁、朝倉支所、杷木支所で8時半～午後5時まで受付しています。